相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区唐沢三一番地、最後の住所神奈川県綾瀬市吉岡二三三七番地　綾瀬ホーム　被相続人　亡　髙梨きくゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

横浜市戸塚区秋葉町二四二番地五三　相続財産管理人　四元　敏徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方上中郡若狭町気山第二八八号二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　澤田　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

福井県敦賀市布田町八四―一―一八　相続財産管理人　弁護士　笠原　一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市川根町家山九〇二番地二、最後の住所浜松市中区上島二丁目一四番五一号　被相続人　亡　鈴木　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

浜松市中区板屋町五二二番地ＭＹビル四階　佐々木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　祐尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市港区新茶屋四丁目一〇一〇番地、最後の住所愛知県名古屋市港区天目町六番　被相続人　亡　伊藤　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

愛知県名古屋市東区白壁二丁目一番二一号　コンセール白壁二Ｆ　相続財産管理人　岡　耕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市別明町二丁目二番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤原　健也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

名古屋市中区丸の内三丁目一〇番二号第一七ＫＴビル八〇一号アクシア法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山田　亮治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市三谷町惣作三番地一、最後の住所愛知県岡崎市中島町字カラムシ一番地一　ネオシティ岡崎南九一〇　被相続人　亡　平野　利之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地一タワーレジデンスＨＡＤＡ一〇五号室　相続財産管理人　伊藤　隆穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市柿原字原一一五番地七、最後の住所徳島県名西郡石井町石井字城ノ内三八一番地一　被相続人　亡　髙橋　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

事務所徳島県名西郡石井町高川原字高川原八一番地二　相続財産管理人　毛利　康男

平成二十二年六月九日

愛知県名古屋市東区白壁二丁目一番二一号　コンセール白壁二Ｆ　相続財産管理人　岡　耕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市別明町二丁目二番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤原　健也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

名古屋市中区丸の内三丁目一〇番二号第一七ＫＴビル八〇一号アクシア法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山田　亮治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市三谷町惣作三番地一、最後の住所愛知県岡崎市中島町字カラムシ一番地一　ネオシティ岡崎南九一〇　被相続人　亡　平野　利之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地一タワーレジデンスＨＡＤＡ一〇五号室　相続財産管理人　伊藤　隆穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市柿原字原一一五番地七、最後の住所徳島県名西郡石井町石井字城ノ内三八一番地一　被相続人　亡　髙橋　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

事務所徳島県名西郡石井町高川原字高川原八一番地二　相続財産管理人　毛利　康男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市高瀬町新名七三三番地、最後の住所香川県三豊市高瀬町下勝間六三八番地一　被相続人　亡　早馬　成員

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

香川県観音寺市坂本町五丁目一九番一〇号　相続財産管理人　司法書士　渡邉　治也

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年６月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①野村不動産株式会社　②国土交通大臣(1)1370　③代表取締役　鈴木弘久　④東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　廃止したる従たる事務所　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目５－１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　野村不動産株式会社　代表取締役　鈴木弘久

①三井ホーム株式会社　②国土交通大臣(9)2531　③代表取締役　生江隆之　④東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区渋谷３丁目３番５号　大分県大分市新貝３番13号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　三井ホーム株式会社　代表取締役　生江隆之

①株式会社扶桑企画　②東京都知事(6)48483　③代表取締役　牟田学　④東京都千代田区神田小川町３丁目11番地２　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田小川町３丁目11番地２　株式会社扶桑企画　代表取締役　牟田学

①株式会社奥村興産　②東京都知事(1)25351　③代表取締役　奥村栄治　④東京都中央区日本橋箱崎町27番８号　株式会社奥村興産　代表取締役　奥村栄治

①日特建設株式会社　②国土交通大臣(8)3193　③代表取締役　中森保　④東京都中央区銀座八丁目14番14号　廃止した従たる事務所　福岡県福岡市博多区下川端町１番３号　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座八丁目14番14号　日特建設株式会社　代表取締役　中森保

①株式会社シーエフピー　②大阪府知事(1)51331　③代表取締役　成本治彦　④大阪府大阪市中央区南船場２丁目５番19号心斎橋イーストビル　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区南船場２丁目５番19号心斎橋イーストビル　株式会社シーエフピー　代表取締役　成本治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高松市香西本町四八八番地、最後の住所高松市香西本町四八八番地　被相続人　亡　紺田登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月九日

高松市香西南町六七一番地二　相続財産管理人　川田千穂子